

公益財団法人
船橋市福祉サービス公社
ごあんない



平成28年度発行

ごあいさつ

当社は平成6年3月に船橋市の「福祉と緑の都市宣言」に基づく記念事業として在宅福祉サービスを行う財団法人として県内初の認可を受け、高齢者及び障害者のホームヘルプサービス事業を中心に事業を開始いたしました。

平成20年の公益法人改革三法の施行に伴い、平成23年10月に公益財団法人への移行申請を行い、平成24年4月から新たに公益財団法人船橋市福祉サービス公社として事業をスタートしております。

この間、平成12年の介護保険法の施行を受け、自主事業として居宅介護支援事業、訪問介護事業等を実施するほか、平成20年には日中一時支援事業所「ステップ」を開設し障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりの実現を目指してまいりました。

さらに妊産婦の母体保護を目的とした家事援助サービスなどのほか、船橋市から各種福祉事業を受託し、市民の皆様の要望に適切に応えるきめ細かな一元的な福祉サービスの提供を行ってまいりました。また、平成22年から東老人福祉センターの指定管理者として、介護予防講座や健康講座など多数実施するとともに、地域での助け合いと理解を育てるために市民や会社などでの認知症予防講座や認知症サポーター養成講座を行っております。加えて、平成26年からは、これからの福祉の担い手を育成する目的から、小・中学校に出向いて児童向け福祉講座を行っております。

今後は、船橋市が進める地域包括ケアシステムに注視し、引き続き自主事業の充実を図るとともに船橋市と緊密な連携をとりながら、市民の皆様一人ひとりのニーズに沿った多彩で質の高い総合的福祉サービスの提供を目指してまいりますので、皆様のなご一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願いいたします。

この「公益財団法人船橋市福祉サービス公社ごあんない」は公社の事業を分かりやすく説明・解説したものです。市民の皆様が地域の中で安心して生活ができるためのガイドブックにしていいただければ幸いです。

平成28年11月



理事長 松戸 徹

目次

ごあいさつ

1. 会社の概要と設立経過	2~4
2. 組織図	5
3. 役員・評議員	6
4. 会社の在宅福祉サービスのしくみ	7
5. 事業一覧	8~9
6. 平成28年度事業案内	10~22
会社が運営する事業所等	23
市役所問い合わせ先	23

表紙、裏表紙の絵手紙 中根 光榮(なかね みつえ)さん

中根さんは平成23年度から「聞こえに不便を感じている人の手話講習会」で手話を学んでいらっしゃいます。

四季折々の絵手紙を会社の職員に届けてくださるようになり、季節感あふれる花や果物や野菜などの絵と温かい言葉に、元気をいただけてきました。

会社の事務室に展示させていただいて、小さな絵手紙のギャラリーになっています。会社にお越しの際には、是非ご覧になってください。

1. 会社の概要と設立経過

1名称	公益財団法人船橋市福祉サービス公社
2設立年月日	平成6年3月24日（認可） 平成6年3月28日（設立） 平成24年4月1日（公益財団法人移行）
3所在地	船橋市本町2丁目7番8号（船橋市福祉ビル）
4目的	船橋市内の高齢者、障害者、児童と育児を行う親等の生活の充実を図るため、多様な福祉ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するとともに、福祉サービスに関する相談助言及び人材育成等を行い、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
5基本財産	3億円（市出捐金）

6設立経過

■平成4年度

- 9月 緑豊かな環境の中で、お年寄りや障害を持つ方々を大切にす優しい心をはぐくみ、次代を担う子供たちが、すくすくと成長できる生きがいと温もりに満ちたまちづくりを目指し「福祉と緑の都市宣言」を行い、この宣言に基づく福祉関係記念事業としての次の4事業が提唱された。

〔記念事業〕

- 1 船橋福祉基金の創設
- 2 障害福祉関係者によるまちづくり委員会の設置
- 3 財団法人船橋市福祉サービス公社の設立
- 4 老人医療費の助成対象年齢の引き下げ

- 10月 公社設立準備のため福祉関係者による設立準備委員会を設置。

- 3月 市政執行方針において、公社設立を議会に発表。

■平成5年度

- 6月 市が、社会福祉協議会に委託し実施しているホームヘルプサービス事業と公社が計画しているホームヘルプサービス事業（土、日、祝祭日及び時間外）を一元化するよう、県から指導を受ける。

- 9月 県の指導に基づき、ホームヘルプサービス事業の一元化について、社会福祉協議会と協議する。

- 10月 設立準備委員会において、公社の年次事業を次のとおり提案。

①初年度（平成6年度）

- ・ホームヘルプサービス事業（さざんかホームヘルプ、公的ホームヘルプ）
- ・相談、援助サービス事業

（主任ヘルパー、社会福祉主事、介護福祉士によるチームで訪問し、提供するサービス内容を調整。）

- ・相談、指導事業

- ・外出援助サービス事業

- ・手話通訳者派遣事業

- ・在宅福祉啓発普及事業

②次年度（平成7年度）以降

次の諸事業を具体的に調査研究の上、逐次実施すべきものとされた。

- ・資産担保サービス事業

- ・入浴サービス

- ・給食サービス

- ・身辺クリーンサービス（訪問理容サービス、紙おむつ宅配サービス、布団乾燥サービス）

- 3月 財団法人船橋市福祉サービス公社として、設立認可。（県内初）

■平成6年度

- 4月 ホームヘルプサービス事業、ガイドヘルプサービス事業、手話通訳者設置事業等の主要事業を開始。

■平成7年度

- 4月 事務所を船橋市湊町2丁目12番24号に移転。
- 1月 給食サービス事業を夏見地区で試行的に実施。

■平成8年度

- 6月 ヘルパーステーションを6か所（東部、西部、南部Ⅰ、南部Ⅱ、北部、中央）開設。

■平成9年度

- 4月 中央Ⅱ地区ヘルパーステーション開設。
- 10月 西部Ⅱ地区ヘルパーステーション開設。

■平成10年度

- 10月 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業を南部地域で試行的に実施。

■平成11年度

- 4月 事務所を船橋市本町2丁目7番8号に移転。
24時間巡回型ホームヘルプサービス事業を東部、中央、西部地域に拡大して実施。
- 10月 介護認定訪問調査事業を開始。
- 12月 パートヘルパー制度の創設。

■平成12年度

- 4月 介護支援事業、介護サービス事業を開始。
生活支援型ホームヘルプサービス事業、家族介護用品支給事業、在宅重度要介護者訪問理美容サービス事業、ヘルパー養成事業、手話通訳者養成事業、障害者介護等試行事業、ファミリー・サポート・センター介護事業及び育児事業の8事業を開始。母体保護のため妊産婦の家事援助を開始。24時間巡回型ホームヘルプサービスを全市域に拡大。ヘルパーステーションを地域ステーションに整備。
- 9月 インフォメーション習志野台開設。習志野台に地域ステーション開設。
(インフォメーション習志野台と併設)
- 12月 薬円台に地域ステーション（研修施設を含む）開設。
- 3月 宮本に地域ステーション開設。

■平成13年度

- 4月 視覚障害者援助事業、ひとり暮らし高齢者軽度生活援助事業、「家族のための介護教室」を開始。

■平成14年度

- 4月 シニアピア・傾聴ボランティア事業、シニアピア・傾聴ボランティア員養成講座、精神障害者ホームヘルプサービス事業、要約筆記者養成事業、聴覚障害者支援事業を開始するほか知的障害者へのホームヘルパー派遣を開始。
船橋市特別養護老人ホーム「朋松苑」内に地域ステーション開設。

■平成15年度

- 4月 やすらぎ訪問事業、障害者支援費事業、要約筆記者派遣事業、母子家庭等自立支援事業、公社ヘルパー養成事業、ガイドヘルパー養成事業を開始。
- 10月 北部ステーションと金杉ステーションを統合し、三咲地域ステーションを開設。

■平成16年度

- 1月 西船橋出張所内に西船地域ステーションを移設。

1. 会社の概要と設立経過

■平成17年度

- 4月 中途失聴者・難聴者手話講習事業を開始。
- 1月 習志野台、薬円台地域ステーション統合に伴い、薬円台4丁目に薬円台地域ステーションを開設。

■平成18年度

- 4月 育児支援家庭訪問事業を開始。
- 3月 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業終了。

■平成19年度

- 4月 特定高齢者把握事業を開始。

■平成20年度

- 7月 市内全域を対象に巡回型ホームヘルプサービス事業再開（日中を除く）。
- 8月 中央ステーションと宮本ステーション統合。
- 10月 日中一時支援事業の開始に伴い、習志野台に日中一時支援事業所「ステップ」を開設。

■平成21年度

- 4月 一般高齢者認知症予防事業を開始。
- 12月 ホームヘルパー2級養成事業を開始。

■平成22年度

- 4月 東老人福祉センターの指定管理事業を開始。
- 7月 緊急一時支援事業を開始。
- 9月 生活・介護支援サポーター事業を開始。

■平成23年度

- 4月 手話奉仕員養成事業を開始。
- 10月 公益法人移行認定申請。
- 3月 公益財団法人認定通知。

■平成24年度

- 4月 公益財団法人へ移行。

■平成25年度

- 4月 要約筆記者設置事業を開始。
- 10月 介護職員初任者研修事業を開始（旧ホームヘルパー2級養成事業）。

■平成26年度

- 7月 児童向け福祉講座を開始。
- 10月 法人創立20周年記念式典を実施。

■平成27年度

- 11月 薬円台地域ステーションを習志野台2丁目に移設。
- 12月 地域ステーション4か所を指定事業所として事業開始。
- 2月 船橋市認定ヘルパー養成研修事業を開始。

2. 組織図

(H28.11.1 現在)



3. 役員・評議員

(H28.11.1 現在)

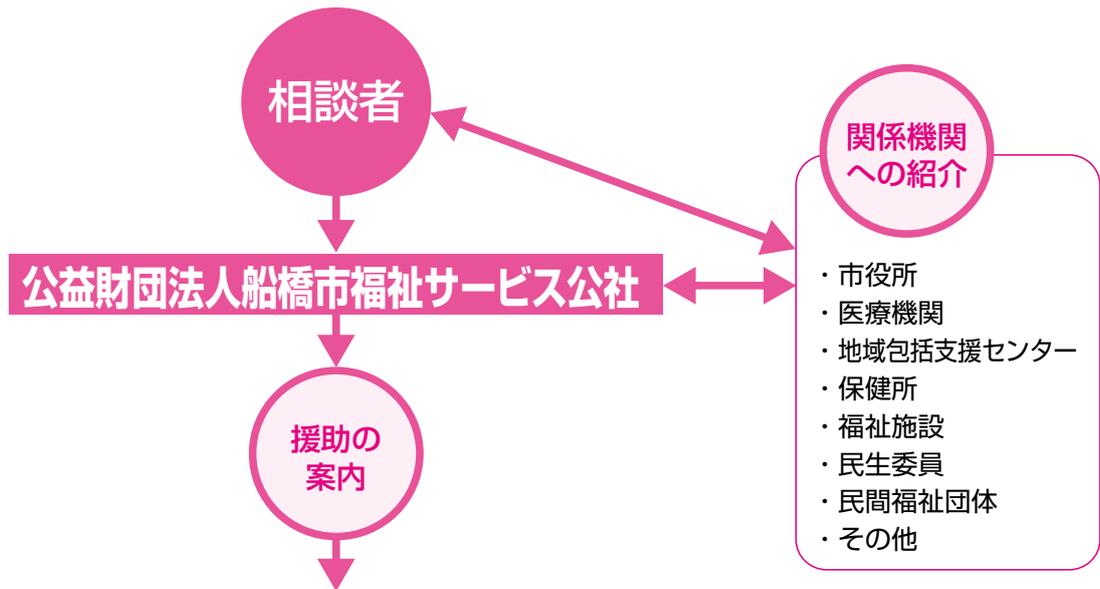
1. 役員

役職名	現職名
理事長	船橋市長
副理事長	社会福祉学識経験者
常務理事	社会福祉学識経験者
理事	社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会 理事
理事	一般社団法人 船橋市医師会 会長
理事	公益社団法人 船橋歯科医師会 会長
理事	船橋市民生児童委員協議会 副会長
理事	社会福祉学識経験者
理事	船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 部長
監事	船橋市会計管理者
監事	税理士

2. 評議員

現職名
船橋市自治会連合協議会 副会長 兼 事務局長
公益財団法人 船橋市生きがい福祉事業団 常務理事
船橋市老人クラブ連合会 事務局長
船橋市ボランティア連絡協議会 前会長
船橋市身体障害者福祉会 会長
社会福祉学識経験者
船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 高齢者福祉課長
船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 介護保険課長
船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課長

4. 公社の在宅福祉サービスのしくみ



相談・人材育成・研修等事業

- ・相談・支援サービス事業
- ・人材育成事業
 - ①シニアピア・傾聴ボランティア員養成事業
 - ②介護職員初任者研修事業（旧ホームヘルパー2級養成事業）
 - ③手話通訳者養成事業
 - ④手話奉仕員養成事業
 - ⑤要約筆記者養成事業
 - ⑥生活・介護支援サポーター養成事業
 - ⑦ホームヘルパー就労サポート研修
 - ⑧船橋市認定ヘルパー養成研修事業
- ・研修事業
 - ①福祉サービス協力員（有償ボランティア）研修
 - ②職場体験学習受入
 - ③職員研修
- ・調査研究事業
 - ①二次予防事業対象者把握事業
 - ②介護認定訪問調査事業
- ・普及啓発事業
 - ①公社事業、市の福祉施策等の紹介
 - ②介護予防講座の開催
 - ③認知症サポーター養成講座の開催
 - ④家族のための介護教室の開催
 - ⑤児童向け福祉講座の開催

高齢者と家族の福祉の増進を目的とする事業

- ・有償サービス事業
 - ①さざんかホームヘルプサービス事業
 - ②身辺クリーンサービス事業
- ・シニアピア・傾聴ボランティア事業
- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・ひとり暮らし高齢者軽度生活援助事業
- ・一般介護予防事業対象者認知症予防事業
- ・介護用品支給事業
- ・やすらぎ支援員訪問事業
- ・高齢者等食の自立支援配食サービス事業
- ・在宅重度要介護者訪問理美容サービス事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（介護）
- ・緊急一時支援事業
- ・生活・介護支援サポーター派遣事業
- ・指定管理事業

障害者と家族の福祉の増進を目的とする事業

- ・有償サービス事業
 - ①聴覚障害者支援事業
 - ②さざんかホームヘルプサービス事業
- ・特定相談支援事業
- ・障害福祉サービス事業
- ・地域生活支援事業
- ・手話通訳者派遣事業
- ・要約筆記者派遣事業
- ・手話通訳者設置事業
- ・要約筆記者設置事業
- ・中途失聴者・難聴者手話講習事業

児童と育児を行う親の福祉の増進を目的とする事業

- ・有償サービス事業
 - さざんかホームヘルプサービス事業
 - ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業
 - 養育支援訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（育児）

5. 事業一覧

相談・支援サービス事業、調査研究事業、普及啓発事業、人材育成・研修事業	事業名	対象者	事業内容	ページ
	相談・支援サービス事業	市民等	介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、看護師等の専門職による在宅介護に関する相談・助言を行います。	10
	人材育成事業	市民等	地域福祉推進のために市民等を対象とした各種講座、講習会等を開催し人材の発掘・育成を行います。	10、11
	研修事業	市民・学生等	市民の方を対象に、船橋市からの受託事業や在宅福祉サービスに携わる人材の発掘・育成を行います。次世代を担う学生等の在宅研修の受入れや職場体験実習を行います。	11
	調査研究事業	65歳以上の高齢者・介護保険の被保険者	65歳以上の高齢者で要支援・要介護状態になる可能性がある人へ個別訪問により状況を把握し、介護予防へつなげます。また、市の委託を受けて介護保険の介護認定訪問調査を行っています。	11
	普及啓発事業	市民等	公社広報誌、パンフレット、ホームページなどにより公社及び市の福祉事業や在宅福祉サービス等の普及啓発及び在宅福祉に関する情報の提供を図ります。また、市民等を対象とした各種講座を開催します。	12
高齢者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業	さざんかホームヘルプサービス事業	65歳以上の高齢者	手助けが必要な在宅の高齢者宅で家事援助や身体介護を行うために「福祉サービス協力員」を派遣します。	12
	身辺クリーンサービス事業	介護用品支給事業の対象者で希望する方	船橋市の介護用品支給事業における毎月の支給限度額を超えて自費での購入希望者に同価格で宅配を実施します。	13
	シニアピア・傾聴ボランティア事業	60歳以上の市民	普段から人と話す機会が少なく、もっと話がしたいといった高齢者に、傾聴のスキルをもった高齢者を派遣して、その話にそっと寄り添い、心の安定を図ります。また、このような派遣をする傾聴ボランティア員の養成もあわせて行っています。	13
	居宅介護支援事業	介護保険の要介護（要支援）認定者	要介護（要支援）認定者の依頼に基づく居宅サービス計画を作成し、介護保険サービスやその他の福祉サービスに結び付け、自立した日常生活の向上・維持を支援します。	14
	訪問介護事業	介護保険の要介護（要支援）認定者	居宅サービス計画書に基づく介護サービスを提供するため、訪問介護員を派遣します。	14
	ひとり暮らし高齢者軽度生活援助事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等	日常生活を営むのに必要な援助を行うため、援助員を派遣します。	14
	一般介護予防事業対象者認知症予防事業	65歳以上の高齢者	高齢者が自立して、住み慣れた地域で暮らし続けるために、楽しみながら脳トレ等を行い、生きがいや、健康づくりを応援する講座を開催します。	14
	介護用品支給事業	在宅で生活し、おむつ等の介護用品を常時使用している方（要介護3・4・5）	自宅等で生活をしている要介護者を支援するため、介護用品（紙おむつ等）を毎月宅配にて支給いたします。（所要条件あり）	15
	やすらぎ支援員訪問事業	認知症高齢者を介護する家族	自宅で認知症高齢者を介護する家族を支援するため、「やすらぎ支援員」を派遣します。	15
	高齢者等食の自立支援配食サービス事業	ひとり暮らしの高齢者等	食事づくりが困難な高齢者等に、月～金曜日に昼・夕食に食事を届け、安否確認も行います。希望者には管理栄養士による栄養管理指導も行います。	15
	在宅重度要介護者訪問理美容サービス事業	介護保険の要介護認定者（要介護4・5）	外出することが困難な高齢者の自宅に理美容師が訪問し、カットを行います。	16
	ファミリー・サポート・センター事業（介護）	市内在住の高齢者または高齢者を介護している方	日常生活に不便を感じている高齢者や家族に、地域の協力会員を紹介します。	16

高年齢者と家族の福祉サービスの増進を	事業名	対象者	事業内容	ページ
障害者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業	緊急一時支援事業	在宅で65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯	現在元気な高齢者が、急な病気やけが等で体調が悪くなった時に、一時的なサービスを行う緊急一時支援員を派遣します。	17
	生活・介護支援サポーター派遣事業	市民・高齢者	介護が必要な在宅の高齢者宅での家事援助や、介護施設でのお手伝いをするために、生活・介護支援サポーターを派遣します。	17
	指定管理事業	60歳以上の方	高齢者の皆さんが、地域で安心して暮らすための社会参加・交流促進の場を提供します。	17
	聴覚障害者支援事業	聴覚障害者	船橋市の手話通訳者・要約筆記者派遣事業との連携を図り、聴覚障害者の社会参加を援助するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	18
	さざんかホームヘルプサービス事業	障害のある方	手助けが必要な在宅の障害者宅で家事援助や身体介護を行うために「福祉サービス協力員」を派遣します。	18
	指定特定相談支援事業	障害者総合支援法の受給者	相談支援専門員が障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成します。	18
	障害福祉サービス事業	障害者総合支援法の受給者	障害者が自立した日常生活を営むのに必要な介護サービスを提供するため訪問介護員、同行援護従業者を派遣します。	19
	地域生活支援事業	障害者総合支援法の受給者	視覚障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者が社会生活を営む上で必要な外出や社会参加のための外出の際、移動の介護を行う訪問介護員を派遣します。また、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息及び就労支援のため、事業所において障害者（児）の安全な見守り等を行います。	19
	手話通訳者派遣事業	聴覚障害者	対象者が病院又は公的機関等を利用する際、申請により手話通訳者を派遣します。	19
	要約筆記者派遣事業	聴覚障害者	対象者が病院又は公的機関等を利用する際、申請により要約筆記者を派遣します。	20
児童と育児を行う親の福祉の増進を	さざんかホームヘルプサービス事業	妊産婦やその後も体調がすぐれず援助が必要な方	妊産婦の母体保護と育児に伴う家事の軽減を図るために「福祉サービス協力員」を派遣します。	21
	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	母子・父子及び寡婦家庭	対象者が疾病等の理由により日常生活において一時的に支援を必要とする場合に、その状況等を把握し、選任した訪問介護員を派遣します。	21
	養育支援訪問事業	子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えている家庭	自発的に養育支援を求めることが困難な家庭に対し、子育ての不安を軽減し児童虐待を未然に防止するための相談・支援を行うとともに、その状況により家事援助等を行なう訪問介護員を派遣します。	22
	ファミリー・サポート・センター事業（育児）	市内在住又は在勤で生後6ヶ月以上概ね13歳未満の児童をお持ちの方	子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）に、子育て支援を行う協力会員を紹介します。	22

6. 平成28年度事業案内

事業活動方針

船橋市内の高齢者、障害者、妊産婦や子育てを行う家族等を対象とする在宅福祉サービスの提供を、市民の自主的な参加と協力を得て行うとともに、介護保険による指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者として、一元的な在宅福祉サービスの提供を図ります。また、悩み、不安、寂しさを持つ高齢者を支え介護予防に取り組むため、共通の社会経験を持つ同世代の高齢者がお互いに助け合う「ふれあいケア」を推進します。そのほか、総合的福祉サービスの拠点を目指し、福祉に関する相談・助言、調査研究及び情報の提供など行政の補完的機関として、市民サイドに立って行政機関とのパイプ役を果たすとともに、船橋市の公的福祉サービス事業を受託し、行政と一体となって事業の展開を図ります。

1. 相談・支援サービス事業、人材育成・研修事業、 調査研究事業、普及啓発事業

① 相談・支援サービス事業

介護支援専門員、介護福祉士、管理栄養士、保育士等の専門職による在宅介護に関する相談・助言のほか、(福) 船橋市社会福祉協議会、(公財) 船橋市生きがい福祉事業団、NPO法人、ボランティア団体など福祉関係事業者及び行政機関との連携を図りながら、利用者のニーズに沿った情報の提供や連絡・調整など、在宅福祉サービスの充実に努めます。

また、超高齢社会を迎えて身近な問題としてニーズが高まっている認知症に関して、認知症ケア専門士による相談を行います。

② 人材育成事業

① シニアピア・傾聴ボランティア員養成事業

高齢者同士が支えあうシニアピア・傾聴ボランティア事業を推進するために傾聴の技能・技法を身につけた傾聴ボランティア員を養成します。

② 手話奉仕員養成事業

聴覚障害(者)に関連する福祉制度等を学び、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現・技術を習得するために手話奉仕員養成講座を開催します。

③ 手話通訳者養成事業

身体障害者福祉の概要、手話通訳の役割等を学び、又手話通訳に必要な手話表現技術や基本技術を習得するために手話通訳養成講座を開催します。

④ 要約筆記者養成事業

聴覚障害者(主に中途失聴者・難聴者)の方に、文字によって通訳をする要約筆記者を養成するために開催します。

⑤生活・介護支援サポーター養成事業

生きがいづくりとしてボランティアを行う意欲のある60歳以上の方を対象に、活動するための基本的知識を身に付けた「生活・介護支援サポーター」を養成します。

⑥介護職員初任者研修事業

高齢者及び障害者の多様化するニーズに対応できる質の高い介護従事者を養成し、船橋市内の地域福祉推進に貢献することを目的に開催します。

⑦ホームヘルパー就労サポート研修

離職したホームヘルパー、または介護職に従事したことのない有資格者に対して、不安を取り除き安心して介護の仕事に従事することができるように研修を実施します。

⑧船橋市認定ヘルパー養成研修事業

介護保険の要支援者等に必要家事（掃除・洗濯・買物・調理等）を提供する「介護予防生活支援サービス」を担うヘルパーの養成研修を、市から委託を受けて実施します。

3 研修事業

①福祉サービス協力員（有償ボランティア）研修

在宅介護等に関する研修会等を実施します。

②職場体験学習受入

福祉の職場に関心のある生徒や介護職を目指す学生等を受入れて、福祉の仕事を体験していただくことにより、介護の仕事に携わる人材の育成や子どもたちに人の役に立つ喜びを体験していただきます。

③職員研修

採用時研修、接遇研修、介護技術スキルアップ研修、調理実習、事例検討会等を実施し、職員の資質の向上を図ります。

4 調査研究事業

①二次予防事業対象者把握事業

地域に潜在している特定高齢者を、より多く介護予防に繋げていくため、チェックリスト回収等により、効率的、効果的に把握を行います。

※特定高齢者とは

65歳以上の高齢者で現在は自立して生活しているが、要支援・要介護になる可能性の高い人をいいます。健康診断などをもとに市区町村が選定し、介護予防ケアマネジメントが実施されます。

②介護認定訪問調査事業

介護保険の認定訪問調査を指定市町村事務受託法人として船橋市より受託し、実施します。



6. 平成28年度事業案内

5 普及啓発事業

① 公社事業、市の福祉施策等の紹介

在宅福祉サービス等に関わる普及啓発を図るため、公社事業や市の福祉施策に関する分かりやすい広報誌やパンフレットを作成し、関係窓口・関係機関を通し、広く市民に配布します。また、公社で実施する船橋市の福祉施策を市広報に定期的に掲載するとともに、公社ホームページにより事業の普及啓発を図ります。

② 介護予防講座

高齢者になっても介護を受けずに元気であるためにはどうすればよいのか、介護予防となる運動や食生活の改善などが認知症予防にも効果が期待できることなどから、日頃の生活の中で無理なく実践できる介護予防講座を開催します。

③ 認知症サポーター養成講座

地域や職場の人たちが認知症という病気について正しく理解し、認知症の人と家族に対してサポートできるよう講座を開催し、また、町内会や地域グループ、企業などの団体からの希望に応じて講師を派遣します。

④ 家族のための介護教室

在宅介護をしている家族等を対象として、福祉サービスの利用の仕方や要介護者及び介護者にとって安全で負担のない介護技術の講座を開催します。開催にあたっては市民が必要としている知識及び技術を分析し、市民が求めている介護教室を企画・運営します。

⑤ 児童向け福祉講座

福祉現場での経験豊富な職員又は障害者の方を小中学校に派遣し、子どもたちに福祉の大切さを伝え、人の役に立つ喜びを知っていただきます。

2. 高齢者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

1 さざんかホームヘルプサービス事業

日常生活に支援が必要な高齢者の家事等の軽減を図るために、福祉サービス協力員を派遣します。

サービスの担い手

「協力員」は、在宅介護に熱意を有する市民を募り、公社に登録していただいている方です。

サービスの内容等

在宅福祉サービスの充実を図るため、家事援助サービス、身体介護サービスを実施します。

サービスの時間帯等

原則として、月曜日～土曜日の午前8時～午後6時（祝日・休日・年末年始を除く）

協力員に対する報酬

1時間あたり950円～1,450円

	サービス内容	利用料
生活援助サービス	食事の準備、片付け	1時間あたり 950円
	衣類の洗濯、片付け	
	室内等の掃除、整理整頓	
	食料品、雑貨等の買物	
	話し相手	
身体介護サービス	食事介助	1時間あたり 1,450円
	排泄介助	
	入浴介助	
	身体清拭	
	通院等外出の介助	

※身体介護サービスは、介護職員初任者研修課程修了者(旧訪問介護員2級課程修了者)以上の有資格者が訪問します。

2 身辺クリーンサービス事業

受託事業である介護用品支給事業との連携により、毎月の支給限度額を超えて自費での購入を希望する対象者に対して、介護用品支給事業で定める価格と同価格で宅配します。

3 シニアピア・傾聴ボランティア事業

傾聴の技能・技法を修得した高齢者の皆さんが、シニアピア・傾聴ボランティア員として、悩み、不安、寂しさを持つ高齢者の自宅等を訪問し、話に耳を傾け平常心や自立心の回復など「心のケア」を図ります。

- 対象となる方 市内に居住する60歳以上の方（施設入居者を含む）
- サービス内容 お話を聴く、寄り添う
- 利用できる日時 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日・休日・年末年始を除く）
- 利用回数 1回につき概ね1時間（回数等は応相談）
- 利用料 無料

6. 平成28年度事業案内

4 居宅介護支援事業

介護保険法に基づいて、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護に関する専門的な相談に応じたり、居宅サービス計画（ケアプラン）を立案・調整して、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう支援します。

また地域包括支援センターより介護予防ケアマネジメント業務を受託し、要支援者が要介護状態へ移行しないよう支援します。

5 訪問介護事業

介護保険法に基づいて、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画書に基づいて入浴、排泄、食事等の身体介護のほか、日常生活に必要な生活援助等の介護サービスを提供します。

6 ひとり暮らし高齢者軽度生活援助事業★

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣し、日常生活を営むのに必要なお手伝いをします。

- 対象となる方 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯（要介護認定のある 40 歳～64 歳の方を含む）
- サービス内容 屋内の清掃、買い物、屋内の片付け・整頓、窓拭き、家周りの手入れなど
- 派遣できる日時 月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時（祝日・休日・年末年始を除く）
- 利用回数 週 1 回まで（原則として 1 回 1 時間）
- 利用料 1 時間あたり 400 円（但し、市県民税非課税世帯は無料）
- 登録申請先 高齢者福祉課

7 一般介護予防事業対象者認知症予防事業

高齢者が自立して、住み慣れた地域で暮らし続けるために、楽しみながら脳トレ等を行い、生きがいや、健康づくりを応援する講座を開催します。

- 対象となる方 市内在住の 65 歳以上の方



8 介護用品支給事業★

自宅等で生活をしている要介護者を支援するため、介護用品（紙おむつ等）を毎月宅配にて支給いたします。

また、この支給を受けている方が入院した際に、在宅復帰支援として市からおむつ代を助成する制度があります。

- 対象となる方** ①現在、船橋市内の自宅（持家・借家等）で生活していること
※入院・施設入所されている方は対象外
- ②要介護3・4・5の認定を受けていること（40歳～64歳の人も含む）
- ③市民税・県民税の賦課額が65,000円以下であること
※市外から転入された方で、最新の年度の市民税・県民税額を船橋市で確認できない方は、前住所地の（非）課税証明書が必要になります。
- ④生活保護の受給者でないこと
- 限度額** 月額6,450円（おむつ代の助成に関しては、継続して最高3か月分、年度内最高6か月分）
- 登録申請先** 高齢者福祉課

9 やすらぎ支援員訪問事業★

認知症高齢者をご家族でお世話している家族の方が介護疲れで休みたい時、所用で外出する時にやすらぎ支援員を派遣します。

- 対象となる方** 認知症のある高齢者をご自宅で介護している方
- サービス内容** 見守り、話し相手など（身体介護は行いません）
- 派遣できる日時** 月曜日～金曜日の午前8時～午後6時（祝日・休日・年末年始を除く）
- 利用回数** 週2回6時間まで
- 利用料** 1時間あたり200円（高齢者のみの世帯、市県民税非課税世帯は100円）
- 登録申請先** 高齢者福祉課

10 高齢者等食の自立支援配食サービス事業★

食事づくりが困難な高齢者等に、食事をお届けします。お届けする食事は、普通食・きざみ食・粥食のほか、各種制限食（カロリー、塩分、たんぱくなど）をお選びいただけます。また、お届けと併せて安否の確認も行います。

なお、希望する方には管理栄養士が食事内容を分析し食習慣改善のお手伝いを行う「栄養管理サービス」を実施いたします。

- 対象となる方** おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で、食事づくりが困難な方
- お届けできる日時** 月曜日～金曜日の昼食・夕食（祝日・休日・年末年始を除く）
- 費用** 1食あたり510円～874円（お選びの業者により、料金は異なります）
- 登録申請先** 高齢者福祉課、障害福祉課

6.平成28年度事業案内

11 在宅重度要介護者訪問理美容サービス事業★

美容院・美容院へ出向くことが困難な高齢者等の自宅を、理容師・美容師が訪問して、カットを行います。

- 対象となる方 要介護4・5の認定を受けている方
※船橋市理容組合・美容組合加盟店のみ利用可
- 費用 理美容料金は自己負担となります
(美容 3,800円 理容 3,700円)
出張費用は市が負担します
- 登録申請先 高齢者福祉課



12 ファミリー・サポート・センター事業（介護）

日常生活に不便を感じている高齢者を支援するため、次のサービスの調整、援助を行います。

- 協力会員
◇介護のお手伝いをしたい方
◇市内在住の20歳以上の方で、心身ともに健康な方
- 利用・遠隔・本人会員
◇65歳以上の高齢者を介護する方（同居・別居）、または市内在住の高齢者
- 両方会員
◇利用会員として手助けをしてもらい、時には協力会員としてお手伝いすることも可能な方
- サービス内容
◇高齢者を対象に専門性を必要としない軽度な援助活動
・食事（買物、調理、一緒に食事）及び後片付け
・部屋の掃除や洗濯 ・通院や買物に付き添い
・話し相手又は安否確認 ・病院、施設内などで簡単な援助
※身体介護、医療関連行為、金銭管理を行うことはできません

協力会員への報酬	月曜日～金曜日……………	1時間 750円
	土・日・祝日・休日及び年末年始……………	1時間 960円

- 活動時間
◇午前6時～午後10時
※活動中の事故に備えて、補償保険に加入しています

13 緊急一時支援事業

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯における急な体調変化やケガなどの緊急時に支援員を派遣し、一時的な生活援助等の支援を行います。

*申込みをしたその日にサービスを受けられます。

- 対象となる方 ①介護認定を受けていない方
②65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯
③施設入所及び入院中でない方
*①～③の全てに該当する方
- サービス内容 病院や薬局への付添い、食事・食材の買物、簡単な調理（身体介護は行いません）
- 派遣できる日時 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日・休日・年末年始を除く）
*原則として一事例につき一回の派遣
- 利用料 1時間あたり500円、以後30分ごとに250円加算

14 生活・介護支援サポーター事業★

ボランティアの心構えや介護の基礎知識などの養成研修を受講した生活・介護支援サポーターが、高齢者宅での軽易な家事援助や介護施設での環境整備などのお手伝いを行います。

- 対象となる方 ①在宅の65歳以上の方（日常生活において、介護が必要な方）
②市内にある介護保険施設等の運営事業者
- サービス内容 高齢者宅において：軽易な家事援助サービス
介護施設において：介護従事者の業務を補助する環境整備などのサービス
- 派遣できる日時 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日・休日・年末年始を除く）
- 利用料 1時間あたり500円（以後30分ごとに250円）
- 登録申請先 高齢者福祉課

15 指定管理事業（東老人福祉センター）

船橋市東老人福祉センターは、高齢者の皆さんが地域で安心して元気に暮らし続けていくための「生きがいづくりの発信地」です。

各種のレクリエーション講座や教養講座、脳トレ・健康体操など介護予防に効果がある講座を市民の皆さん（ボランティア）の協力の下、継続的に開催して、高齢者の皆さんの社会参加・交流促進の場を提供します。

- 対象となる方 60歳以上の方
- 利用料 無料 ※市外200円
- 利用時間 月曜日～土曜日 午前9時30分～午後4時（祝日・休日・年末年始を除く）

6. 平成28年度事業案内

3. 障害者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

1 聴覚障害者支援事業

船橋市の手話通訳者・要約筆記者派遣事業との連携を図り、聴覚障害者の社会参加を援助するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

各種団体・企業等派遣依頼者に通訳料をご負担頂きます。

2 さざんかホームヘルプサービス事業

日常生活に支援が必要な障害者の家事等の軽減を図るために、福祉サービス協力員を派遣します。

サービスの担い手

「協力員」は、在宅介護に熱意を有する市民を募り、公社に登録していただいている方です。

サービスの内容等

在宅福祉サービスの充実を図るため、家事援助サービス、身体介護サービスを実施します。

サービスの時間帯等

原則として、月曜日～土曜日の午前8時～午後6時（祝日・休日・年末年始を除く）

協力員に対する報酬

1時間あたり 950円～1,450円

	サービス内容	利用料
生活援助サービス	食事の準備、片付け	1時間あたり 950円
	衣類の洗濯、片付け	
	室内等の掃除、整理整頓	
	食料品、雑貨等の買物	
	話し相手	
身体介護サービス	食事介助	1時間あたり 1,450円
	排泄介助	
	入浴介助	
	身体清拭	
	通院等外出の介助	

※身体介護サービスは、介護職員初任者研修課程修了者(旧訪問介護員2級課程修了者)以上の有資格者が訪問します。

3 特定相談支援事業

相談支援専門員が障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画書を作成します。

4 障害福祉サービス事業

身体障害者（児）、精神障害者、知的障害者（児）が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者との契約に基づき、次のサービスを提供します。

①居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事等の身体介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

視覚障害者（児）の外出等における、移動の援護や、視覚的情報の支援等、外出時に必要な支援を行います。

④行動援護

自己判断力が制限されている人が外出する時に、危険を回避するために必要な支援等、外出の支援を行います。

5 地域生活支援事業

①移動支援

視覚障害者（児）、精神障害者、知的障害者（児）、脳性まひ等全身性障害者（児）が社会生活を営むうえで必要な外出や、余暇活動等の社会参加をするための外出の移動介護を行います。

②日中一時支援

精神障害者、知的障害者（児）、脳性まひ等全身性障害者（児）の方を中心に、日中における活動の場を確保し、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息及び就労支援のため、事業所において障害者（児）の安全な見守り等を行います。

6 手話通訳者派遣事業★

コミュニケーション手段として、主に手話を利用する聴覚障害者が、病院や公的機関等を利用する際に、手話通訳者を派遣します。

●登録申請先 障害福祉課

●派遣申請先 福祉サービス公社

★マークのサービスを利用するには、船橋市への登録申請が必要です。

6.平成28年度事業案内

7 要約筆記者派遣事業★

コミュニケーション手段として、主に筆記を希望する聴覚障害者が、病院や公的機関等を利用する際に、要約筆記者を派遣します。

●登録申請先 障害福祉課

●派遣申請先 福祉サービス公社

※要約筆記者とは

聴覚障害者の皆さんに、文字にして話の内容を伝えます。講演会ではOHP・OHCなどでスクリーンに内容を映し、病院や学校などではノートテイクという形で同行し聴こえのお手伝いをします。

8 手話通訳者設置事業

聴覚または音声・言語の機能障害があるため、手話によって意思の疎通を確保している聴覚障害者の社会参加を支援するために、手話通訳者を設置しています。聴覚障害者やその家族等への相談業務や情報提供、手話通訳者の派遣に関するコーディネート及び公的機関など関係機関との仲介や調整を行います。

9 要約筆記者設置事業

聴覚または音声・言語の機能障害がある聴覚障害者の社会参加を支援するために、文字にして話を伝える要約筆記者を設置しています。聴覚障害者やその家族等への相談業務や情報提供、要約筆記者の派遣に関するコーディネート及び公的機関など関係機関との仲介や調整を行います。

10 中途失聴者・難聴者手話講習事業（障害者手帳を所持されていない方）

中途失聴者・難聴者を対象に、手話の学習を通じ、同じ悩みを持つ仲間との交流を深め社会参加を促進するため、手話講習会（聞こえに不便を感じている人の手話講習会）を開催します。

4. 児童と育児を行う親の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

① さざんかホームヘルプサービス事業

妊産婦の母体保護や育児に伴う不安や悩み及び家事の軽減を図るために、福祉サービス協力員を派遣します。

サービスの担い手

「協力員」は、在宅介護に熱意を有する市民を募り、公社に登録していただいている方です。

サービスの内容等

在宅福祉サービスの充実を図るため、家事援助サービス、身体介護サービスを実施します。

サービスの時間帯等

原則として、月曜日～土曜日の午前8時～午後6時（祝日・休日・年末年始を除く）

協力員に対する報酬

1時間あたり 950円～1,450円

	サービス内容	利用料
生活援助サービス	食事の準備、片付け	1時間あたり 950円
	衣類の洗濯、片付け	
	室内等の掃除、整理整頓	
	食料品、雑貨等の買物	
	話し相手	
身体介護サービス	食事介助	1時間あたり 1,450円
	排泄介助	
	入浴介助	
	身体清拭	
	通院等外出の介助	

※身体介護サービスは、介護職員初任者研修課程修了者(旧訪問介護員2級課程修了者)以上の有資格者が訪問します。

② ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業★

母子・父子家庭及び寡婦が疾病その他の理由により、日常生活において支援を必要とする場合に、訪問介護員を派遣します。

●サービス内容 家事援助など

●利用料 1時間あたり 250円～950円（但し、市民税非課税世帯は無料）

●登録申請先 児童家庭課

★マークのサービスを利用するには、船橋市への登録申請が必要です。

6.平成28年度事業案内

3 養育支援訪問事業★

子育てや家庭養育上のさまざまな問題を抱えている家庭に対し、訪問介護員を派遣し、家事等の援助を行い、適切な養育の実施を確保し、児童虐待の未然防止や再発防止を図ります。

- サービス内容 家事援助など
- 派遣できる日時 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日・休日・年末年始を除く）
- 利用回数 1日1回（1時間～4時間）
- 登録申請先 児童家庭課

4 ファミリー・サポート・センター事業（育児）

地域の中で安心して子育てができるよう、育児に関する相互援助活動の調整等を図ります。

- 協力会員（子育てのお手伝いをしたい方）
 - ◇市内に居住する20歳以上の方
 - ◇心身ともに健康で活動に理解と熱意を有する方
 - ◇センターが実施する研修を受講した方
- 利用会員（子育てのお手伝いをしたい方）
 - ◇市内に居住又は勤務する方
 - ◇生後6か月以上概ね13歳未満の児童をお持ちの方
 - ◇活動の趣旨と決まりを理解し、了承した方
- 両方会員（利用会員と協力会員の両方を兼ねている方）
- サービス内容
 - ◇保育園、幼稚園など保育施設への送迎
 - ◇保育園、放課後ルームなどの開始前、終了後の預かり
 - ◇冠婚葬祭による外出、子どもの学校などの行事の際の預かり
 - ◇買い物などの外出時やリフレッシュのための預かり
 - ※原則として協力会員宅で預かります
 - ※病児、病後児はお預かりできません

協力会員への報酬	月曜日～金曜日……………	1時間 700円
	土・日・祝日・休日及び年末年始……………	1時間 900円

※生活保護受給世帯・ひとり親家庭については減免制度があります。センターまでお問い合わせください。

- 活動時間
 - ◇原則として午前6時～午後10時
 - ※活動中の事故に備え、補償保険に加入しています

公社が運営する事業所等

(H28.11.1現在)

名称	場所	電話番号	交通
(公財)船橋市福祉サービス公社 中央	宮本1-5-4	☎:047-421-1360 FAX:047-421-1364	JR船橋駅南口から 徒歩約9分 京成大神宮下駅から 徒歩約11分
(公財)船橋市福祉サービス公社 西船	西船4-17-3 西船橋出張所内1階	☎:047-432-0886 FAX:047-432-0887	JR西船橋駅北口から 徒歩約5分
(公財)船橋市福祉サービス公社 習志野台	習志野台2-13-21 上野第2ビル205号室	☎:047-468-5517 FAX:047-468-5525	新京成線・東葉高速線 北習志野駅から 徒歩約7分
(公財)船橋市福祉サービス公社 三咲	二和東6-42-21 飛田ビル1階	☎:047-449-4557 FAX:047-449-4565	新京成線三咲駅から 徒歩約10分

日中一時支援事業所

名称	場所	電話番号	交通
ステップ	習志野台2-13-21 上野第2ビル1階	☎:047-463-2697 FAX:047-463-2696	新京成線・東葉高速線 北習志野駅から 徒歩約7分

指定管理

名称	場所	電話番号	交通
船橋市東老人福祉センター	薬円台5-31-1 船橋市社会福祉会館2階	☎:047-466-1381 FAX:047-466-1380	新京成線習志野駅から 徒歩1分

市役所問い合わせ先

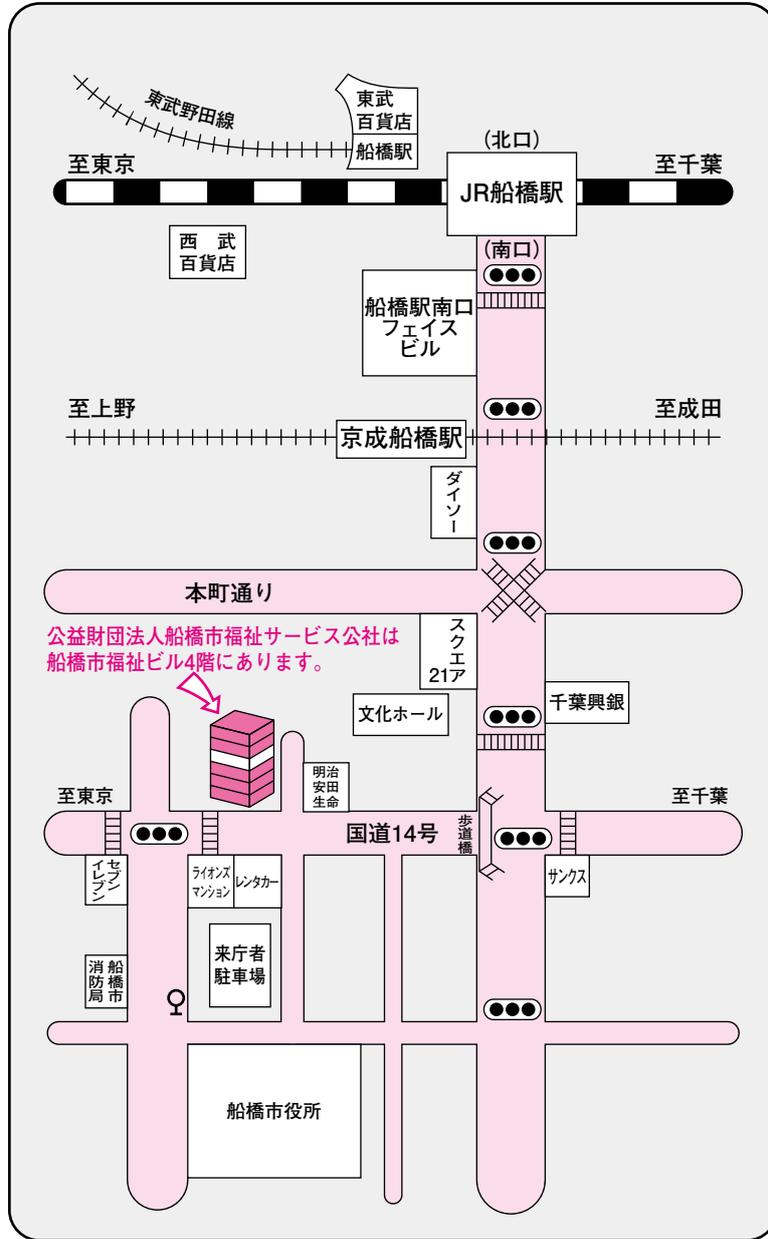
高齢者福祉課	☎047-436-2352	児童家庭課	☎047-436-2408
包括支援課	☎047-436-2882	地域子育て支援課	☎047-436-2407
介護保険課	☎047-436-2302	船橋駅前 総合窓口センター (フェイスビル5F)	☎047-423-3411
障害福祉課	☎047-436-2345		

ホームページ
アドレス

<http://www.ffsk.or.jp>

公社ごあんないの内容をホームページでもご覧いただけます。

公益財団法人船橋市福祉サービス公社 案内図



《交通》

- ・ JR船橋駅南口から徒歩10分
- ・ 京成船橋駅南口から徒歩8分
- ・ JR西船橋駅北口から市役所行き
(バス：市役所下車徒歩2分)



編集・発行

公益財団法人 船橋市福祉サービス公社

〒273-0005 船橋市本町2丁目7番8号 船橋市福祉ビル4階
TEL.047-436-2832 FAX.047-436-2834
ホームページアドレス <http://www.ffsk.or.jp>



イメージキャラクター
ふ〜ちゃん